

第3期教育振興基本計画に関する 審議経過報告に向けた議論の状況・総論

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

・教育の普遍的な使命

平成18(2006)年12月に全面改正された教育基本法の前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことがうたわれている。また、第1条において、教育の目的として、「人格の完成」と、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が規定されている。

こうした改正教育基本法の目的・理念を踏まえ、我が国の教育は着実な成果を積み上げてきており、「教育立国」の実現に向け更なる取組を進めていく必要がある。

教育に求められるものは、個人の面においては、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと、社会の面においては、教育を通じて、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現と、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展を目指していくことである。改正教育基本法やそれに基づく第1期及び第2期教育振興基本計画の成果と課題、2030年以降の社会の変化、国際的な教育政策の動向等も踏まえ、教育の目指すべき姿に向けて、取組を力強く進めていく必要がある。

個人

【自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成】

予測困難な変化の激しい社会を生きる上では、変化に適応するのみならず、自らが自立して、主体的に社会に関わり、将来を作り出すことができるようになるべきであり、そのために、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造することができる人材を育成することを目指す。

社会

【一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現】

どのような時代にあっても、年齢、性別、国籍、経済事情、障害の有無など多様な人々の一人一人が互いの人格を尊重し支え合いながら幸せに生きるとともに、社会で自らの役割と責任を果たし、生き生きと活躍できるようにしていくことが重要であり、教育を通じて全ての人が持つ可能性を開花させること

で、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現を目指す。

【社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展】

社会・産業構造の変化に加え、少子高齢化の進展に伴う労働人口の減少が予想される中において、社会の活力を維持・向上させていくために、我が国の伝統と文化を継承しつつ、教育を通じて個人の資質・能力を最大限伸張し、生産性の向上により経済成長を図るなど、社会（地域・国・世界）を持続的に成長・発展させることを目指す。

．教育をめぐる現状と課題

1．これまでの取組の成果と課題

教育基本法の改正後、我が国は教育振興基本計画を策定し、教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置付けて取組を進めてきた。

第1期の教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)においては、平成20年からの10年間を通じて目指すべき教育の姿として、義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる、社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てるという2点を掲げ、計画を推進した。

また、その検証結果を踏まえ、第2期の教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)においては、「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな社会モデルを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、生涯を貫く教育の方向性を設定し、教育政策を推進してきた。

こうした取組の成果として、初等中等教育段階においては、**PISA2015**、**TIMSS2015** において我が国が引き続き世界トップレベルであること¹や、全国学力・学習状況調査において下位県の成績が全国平均に近づく状況が見られ²、学力の底上げが図られていることが明らかになっている。また、高等教育段階においては、学生の主体的な学修活動を後押しする学修環境整備が進むとともに、三つの方針³の策定・公表などの大学改革が進展している。さらに、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の基盤となる学校支援地域本部など学校と地域との組織的な連携・協働⁴、学校施設の耐震化⁵などにおいて進展が見られている。

一方、現行計画の進捗状況を踏まえた課題として、**PISA2015** と **PISA2012** を比べ低下した読解力の低下⁶への対応、自分には長所があると感じている若者の割合が諸外国と比して低い⁷といった自己肯定感の向上、

¹ PISA2015の平均得点は、OECDに加盟している35か国中、読解力が516点で6位、数学的リテラシーが532点で1位、科学的リテラシーが538点で1位であった。また、TIMSS2015の平均得点は、小学校4年生の算数が593点(5位/49か国)、理科が569点(3位/47か国)、中学校2年生の数学が586点(5位/39か国)、理科が571点(2位/39か国)であった。

² 平成28年度全国学力・学習状況調査結果によると、平成25年度と比較し、国語、算数・数学において、平均正答率の低い3都道府県の標準化得点の平均は、全国平均に近づいている。

³ 三つの方針とは、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)のことである。

⁴ 公立小・中学校、義務教育学校の導入数は3,398校となり、第2期教育振興基本計画の成果目標の一つであった「コミュニティ・スクールを公立小・中学校の1割(約3,000校)に拡大する」を達成

⁵ 公立小・中学校については耐震化率が平成28年度時点で約98%となり、おおむね完了するとともに、私立学校についても、約86%(平成24年度約75%)となり、耐震化率が向上。

⁶ PISA2015における読解力の平均得点は516点であり、PISA2012における平均得点の538点から有意に低下。

⁷ (独)国立青少年教育振興機構「高校生の生活と意識に関する調査報告書」(平成27年)では、「自分には人並みの能力がある」ことに「とてもそう思う」又は「まあそう思う」と回答した高校生の割合が、日本は55.7%であるのに対

目標や自信を持ち、主体的に取り組むこと⁸、子供の体力の昭和 60 年頃の水準の確保や朝食欠食への対応など健康の確保や体力の向上⁹、大学教育の質保証と学生の学修時間の増加、社会人の学びの継続・学び直しなど生涯を通じて学び続けること¹⁰、日本人の海外留学の促進や大学の国際的な評価の向上などグローバル化への対応¹¹等が挙げられる。

2. 社会の現状や 2030 年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

現在の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として非常に重要であるが、この知識・情報・技術をめぐる変化が加速度的に早くなっている。また、グローバル化の進展等によって、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝搬し、社会の変化を正確に予測することはますます難しくなっている。

このような状況の中であって、2030 年頃には、IoT (Internet of Things) やビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造の変化や女性・高齢者等の活躍の進展、雇用環境の変化等が予想されている。¹²

(1) 人口減少・高齢化の進展

我が国の人口は、平成 20 (2008) 年をピークとして減少局面¹³にあり、2030 年にかけて 20 代、30 代の若い世代が約 2 割減少するほか、65 歳以上が我が国の総人口の 3 割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されており、OECD の予測では、生産年齢人口の割合が OECD 加盟国中最下位になるとされている。また、65 歳以上の中でも、75 歳以上が

し、米国は 88.5%、中国は 90.6%、韓国は 67.8%である。また、(財)一ツ橋文芸教育振興協会、(財)日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識—日本・アメリカ・中国・韓国の比較—」(平成 21 年)では、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」ことに「全くそう思う」又は「まあそう思う」と回答した中学生の割合が、日本は 37.3%であるのに対し、米国は 53.3%、中国は 58.3%、韓国は 66.5%であり、高校生の割合については、日本は 30.1%、米国は 69.8%、中国は 62.7%、韓国は 68.4%である。

⁸ 平成 28 年度全国学力・学習状況調査によると、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合は、小学校 85.3%、中学校 71.1%であり、平成 25 年度から横ばいとなっている。

⁹ 体力・運動能力調査によれば、握力及び走・跳・投能力にかかる項目は、昭和 60 年頃と比較すると、中学生男子及び高校生男子の 50m 走を除き、依然低い水準になっている。加えて、平成 28 年度全国学力・学習状況調査によると、朝食を「あまり食べていない」、「全く食べていない」と回答した児童の割合は 4.5%であり、平成 25 年度 (3.7%) と比べ増加している。

¹⁰ 文部科学省調べによると、大学、短期大学、大学院、専修学校の正規課程への社会人入学者は、平成 27 年度 (5.1 万人) と平成 28 年度 (5.0 万人) を比較すると減少。

¹¹ 文部科学省調べによると、海外の高等教育機関に在籍する日本人学生数は、平成 26 年度が 53,179 人であり、平成 25 年度 (55,350 人) と比べ減少している。また、主要な世界大学ランキングの上位 100 位以内にランキングしている日本の大学数は、平成 24 年度から平成 28 年度の結果を参照すると、横ばい又は減少している。

¹² このように加速化する技術革新やグローバル化による産業や社会の変化や、先述の少子高齢化や団塊世代の大量退職など、働く人々を取り巻く環境変化は、心の健康にも少なくない影響を与えている可能性がある。

¹³ 少子化を受け、公立小学校・中学校・高等学校の児童生徒数はいずれも近年減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年度調査結果では、小学校及び中学校において過去最低の数値となっている。少子高齢化の影響により、今後さらに児童生徒数の減少が見込まれる。また、18 歳人口の減少が見込まれる中、社会的、経済的な変化、政府全体の取組など高等教育を取り巻く状況の変化を踏まえた各高等教育機関の役割・機能の在り方や量的な規模の在り方について検討することが重要な課題になっている。

多数を占め、現在よりも寿命が更に延びていくとの指摘もある。

また、就業状況に関しては、出産・育児を機に労働市場から退出する女性が多く、特に子育て期の女性において実際の労働力率と潜在的な労働力率の差が大きくなっており、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況である¹⁴。さらに65歳以上の雇用者は増加しており、定年到達者の8割以上が継続雇用されている状況である。

(2) 急速な技術革新

2030年頃には、第4次産業革命ともいわれる、IoTやビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の実現(Society5.0¹⁵)の到来が予想されている。研究・開発・商品化から普及までのスピードも加速化しているとの指摘もあり¹⁶、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定される。

こうした技術の進展により、今後10年～20年後には日本の労働人口の相当規模が技術的には人工知能やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘¹⁷されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられる。今後、いわゆるメンバーシップ型雇用からジョブ型雇用への移行や労働市場の流動化が一層進展することも予想されている。

(3) 国際的な地位の低下とグローバル化の進展

アジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増している。世界経済の中心は、欧米から若く活力のある中国・インドを中心としたアジアへと移行する動きが明確になるとみられている。世界のGDPに占める日本の割合は低下傾向¹⁸にあり、2030年における日本の占める割合は更に低下するとの予測¹⁹もある。こうした中、

¹⁴ 第14回出生動向基本調査(夫婦調査)によると、第1子出産前後の女性の就業経歴について、出産前の有職率が70.7%であるのに対し、出産後継続就業率は26.8%である。また、平成27年度労働力調査によると、労働力率と潜在的労働力率(労働力人口と就業希望者の合計を人口で割ったもの)の差は30歳から34歳の間が最も大きく、12.2%である。

¹⁵ 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という趣旨。

¹⁶ TECHNOLOGY AT WORK (Citi GPS, 2015)によると、5,000万人に普及するまでの期間は、電話が75年、テレビが13年、インターネットは4年とされている。

¹⁷ 日本の労働人口の約49%がついている職業が技術的に人工知能等で代替可能となるとの予測(株式会社野村総合研究所、平成27年)がある一方、技術革新によって代替できない個別業務を考慮すると、代替可能となる職業はより少なくなるとの予測(OECDワーキングペーパー、平成28年)などがある。

¹⁸ 国民経済計算年次推計によると、平成27年における我が国の名目GDPが世界のGDPに占める比率は5.9%であり、平成24年(8.2%)に比べ低下している。

¹⁹ 「Looking to 2060: Long-term global growth prospects」(OECD)によると、OECDの計算による世界のGDPに占める日本の割合について、平成23年時点で6.7%であったものが、2030年には4.2%になるとの予測がなされている。

社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化²⁰しており、人材の流動化、人材獲得競争などグローバル競争の激化が予想される。

また、グローバル化が進む中、世界の国々の相互影響と依存の度合は急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題など、一国のみの問題ではない人類共通の課題も増大している。

(4) 子供の貧困など社会経済的な課題

子供の貧困は、相対的貧困率について改善が見られる²¹ものの、引き続き大きな課題である。専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は約8割である一方、家庭の社会経済的背景と子供の学力には相関関係がみられており²²、家計所得が高いほど4年制大学への進学率も高くなっている²³。

また、学歴等により生涯賃金には差が見られる²⁴。子供の貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性がある。

(5) 地域間格差など地域の課題

人口移動の面では、東京一極集中の傾向が加速し、全人口の4分の1以上が東京圏に集中する中で、多くの市町村が、20歳から39歳の若年女性人口が将来的には5割以下に減少する、いわゆる「消滅可能性都市」に該当するとの指摘もなされている。

地域の経済動向をみると、雇用・所得環境の改善²⁵が続いている一方、少子高齢化や人口減少といった構造変化もあり、経済環境に厳しい地域もみ

²⁰ 法務省調査によると、我が国の在留外国人数は平成24年末が約203万人であったのに対し、平成28年6月末時点では、約231万人となっている。また、海外在留邦人数調査統計によると、海外在留邦人数については、平成24年に約125万人であったのに対し、平成28年には約134万人となっている。また、ジェトロ世界貿易投資報告（平成28年版）によると、平成27年度の日本企業の海外売上高比率は58.3%であり、拡大傾向が続いている。さらに、外資系企業動向調査（平成28年版）によると、日本での今後の事業展開について、「事業の拡大を図る」と回答した企業は55.5%である。

²¹ 「平成28年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、17歳以下の貧困率は13.9%であり、12年ぶりの改善となっている。

²² 平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究（国立大学法人お茶の水女子大学）によると、家庭の所得、父親学歴、母親学歴の合成尺度であるSES（社会経済的背景）と、小学校6年生、中学校3年生の国語、算数・数学における正答率に相関関係が見られるとされている。

²³ 「高校生の進路追跡調査 第1次報告書」（東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター、2007年9月）によると、両親の年収が1千万円超の家庭の生徒の4年制大学進学率は62.4%であるのに対し、400万円以下の家庭の生徒の大学進学率は31.4%となっている。

²⁴ 「ユースフル労働統計2015－労働統計加工指標集－（独立行政法人労働政策研究・研修機構）によると、大学・大学院卒の生涯賃金は男性261.4百万円、女性212.5百万円であるのに対し、高卒の生涯賃金は男性202.4百万円、女性143.4百万円となっている。

²⁵ 完全失業率は全ての都道府県で改善し、有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え、時間当たりの賃金も多くの都道府県で上昇している。

られる。消費や生産といった経済活動の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には、一人当たり県民所得等に差が生じている。

また、大学進学率は県民雇用所得と相関関係があり、地方では進学率が低い傾向が見られ、大学進学率の地域間格差が進んでいる²⁶。例えば、東京都と鹿児島県の大学進学率では、33ポイントもの開きがあり、この格差は年々広がっている²⁷

東日本大震災や熊本地震など各地の災害に対しては、学校施設の復旧や就学支援、児童生徒の心のケア、学習支援、復興を支える人材の育成や地域の再生などが求められている。

(6) 教育をめぐる状況変化

(子供の抱える課題)

小・中学校の児童生徒に関しては、学力について、先述の国内外の学力調査結果が近年改善傾向にあることのほか、学習時間は増加傾向にあるとの調査結果²⁸もある。また、内閣府の調査によれば、9割以上が学校生活を楽しいと感じ、保護者の8割は総合的に見て学校に満足している。

一方、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていくという面に課題があると考えられる²⁹。

また、高等学校の生徒の学校外の学習時間に関し、中上位層は大幅な減少からの改善傾向が見られる一方、下位層は低い水準で推移しているとの調査結果³⁰がある。

このほか、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数は依然として相当数に上っており³¹、また、いじめにより重大な被害が生じた事案も引き続き

²⁶ 内閣府「県民経済計算」(2012)、文部科学省「学校基本統計」(2012)

²⁷ 文部科学省「学校基本統計」(2016)

²⁸ ベネッセ教育総合研究所「第5回学習基本調査」(平成27年)より。

²⁹ 判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・考察し説明したりすることなどについて課題が指摘(文部科学省・国立教育政策研究所「平成27年度全国学力・学習状況調査の結果」)されているほか、自分の能力に関する評価や、学ぶことの楽しさや意義が実感できているかどうか、自分の判断や行動がよりよい社会づくりにつながるという意識を持っているかどうかという点では、肯定的な回答が国際的に見て相対的に低いことなども指摘されている(脚注6参照。さらに、IEA「国際数学・理科教育動向調査(TIMSS2015)」質問紙調査結果では、算数・数学では小中学校とも、理科では中学校において、それぞれの教科が楽しいと回答した児童生徒の割合は国際平均よりも低く、また、中学校において、それぞれの教科が日常生活に役立つ、将来、自分が望む仕事につくために良い成績をとる必要があると回答した生徒の割合は国際平均よりも低い。)

³⁰ ベネッセ教育総合研究所「第5回学習基本調査」(平成27年)より。

³¹ 平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は56,806件であり、また、小・中・高等学校における不登校児童生徒数は175,554人である。

発生している。

また、子供の就学先が本人・保護者の意向を踏まえた総合的な観点から決定されるようになり、近年は発達障害を含めた障害のある子供の多くが幼・小・中・高等学校等において学習している³²。

さらに、近年、外国籍の子供や、両親のいずれかが外国籍である子供も増加傾向³³にあり、その母語の多様化や日本語の能力の習熟度の差への対応が急務となっている。

（地域コミュニティの弱体化）

加えて、地域の人々との付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じている。

（家庭の状況変化）

家庭教育は、全ての教育の出発点であることを踏まえ、子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要である。家庭の状況に目を向ければ、三世帯世帯の割合が減少傾向にあり、ひとり親世帯の割合が増加傾向にあるといった世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも³⁴、身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されている。

（教員の負担）

学校現場に求められる役割が増大し、教員に過重な負担がかかっていることも指摘されている³⁵。これまでのように、献身的教員像を前提とした学校の組織体制では、質の高い学校教育を持続発展させることは困難となっている。

32 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年）によると、特別支援教育の対象児童生徒については、今も増加傾向であり、義務教育段階の通常の学級において、知的な発達に遅れはないものの学習面又は行動面での著しい困難を示す児童生徒が6.5%程度在籍しているという調査結果もある。

33 学校基本調査によると、平成26（2014）年5月現在、公立の小・中・高校等に在籍する外国人児童生徒数は73、289人となっている。日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査によると、日本語指導が必要な児童生徒数は約4割の29、198人となっており、これらの外国人児童生徒と日本語指導が必要な日本国籍を有する児童生徒数（7、897人）と合わせると、37、095人となっている。これらの日本語指導が必要な児童生徒数はこの10年で1.6倍に増加している。

34 平成28年度文部科学省委託調査「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究」では、41.4%が子育てについて悩みや不安があると回答。

35 平成25（2013）年に発表されたOECD国際教員指導環境調査によれば、我が国の中学校教員の1週間当たりの平均勤務時間は53.9時間で、調査に参加した国・地域の中で最長となっている（調査参加国・地域の平均は38.3時間）。

< 参考 > 国際的な教育政策の動向

国際的にも、**2030** 年に向けた教育に関する取組が進められている。平成 27 年 9 月の国連総会において採択された、**2016** 年から **2030** 年までの国際目標である「持続可能な開発のための **2030** アジェンダ」で設定された教育目標（**SDGs4**）達成に向け、国連教育科学文化機関（**UNESCO**:ユネスコ）加盟国政府、**NGO** 等によって、「教育 **2030** 行動枠組み」が採択され、教育分野での国際協力を一層推進していくこととされた。

平成 28(2016)年 5 月 14 日～15 日の G7 倉敷教育大臣会合において採択された倉敷宣言では、教育の果たすべき新たな役割として、「社会的包摂」、「共通価値の尊重」の促進、新しい時代に求められる資質・能力の育成、新たな役割を果たすための国際協働の更なる推進で一致するとともに、教育を世界、各国の優先的なアジェンダに引き上げることの必要性や、教育への公共支出の重要性³⁶、客観的根拠に基づく教育政策の推進に向けた協力を確認した。

また、経済協力開発機構（**OECD**）では、知識、スキル、態度・価値を一体的に捉え、これからの時代に求められるコンピテンシーを検討し、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「**Education2030**」事業を推進しており、我が国においても、他国の生徒と協働しながらグローバルな視点から地域の課題を探求する、地方創生イノベーションスクール **2030** などの成果を **OECD** 及び諸外国と共有するモデル開発に向けた取組が始まっている。

OECD による我が国の教育政策レビューによれば、国際的に比較して、日本の児童生徒及び成人は、**OECD** 各国の中でもトップクラスの成績であり、日本の教育が成功を収めている要素として、子供たちに対し、給食活動や課外活動などの広範囲にわたる全人的な教育を提供している点が指摘されている。併せて、経済を成長させ、貧困を減らす一つの方法として、21 世紀の社会において必要な能力を養成するために若者や大人に投資することが重要であることが指摘されている。

一方で、**OECD** 諸国と比べ、教員の労働時間が長いことを考慮し、新たな学習指導要領の円滑な実施には、学校の指導体制の整備や、地域との連携協働などを含め、負担の軽減に取り組むことが課題であり、サポートスタッフの配置など学校、教員、児童生徒にとってより好ましい状態につながる方策の検討、学習指導要領改訂に合わせて、児童生徒の評価も充実していくことなどが求められている。

³⁶ 2015 年に開催された世界教育フォーラムにおける「仁川宣言」に即した教育への公共支出（国の状況に応じて教育への公共支出を増加させ、GDP の少なくとも 4-6% または総公共支出の少なくとも 15-20% を効果的に措置することを国際及び地域基準として遵守すること）の重要性を確認した。

さらに、我が国において、生涯を通じた学習の重要性は認識されているものの、限られた時間しかない労働者にも大学・専修学校等での学びを可能にすることや、労働市場のニーズに応えられるようにすること、失業者又は求職活動を行わない人の再就職支援につなげるよう取り組む余地があることが指摘されている。このほか、幼児教育や高等教育への財政的支援が限られており家計への負担が大きく、社会経済的に困難な状況にある人々への機会を制限している可能性が指摘されている。

．2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

今後の教育政策の体系を考える前提として、．2で述べたような社会の大きな変化の中で、今後どのような社会の未来像を描き、その実現に向けて教育はどのような役割を担う必要があるのかを明確にする必要がある。

(人生100年時代を豊かに生きる)

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されている。今後、生涯に2つ、3つの仕事を持つことや、働きながら、また引退後に、地域や社会の課題解決のために活動することなどがより一般的になると考えられる。

こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養といった資質・能力を身に付けることに加え、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって学習し、自己の能力を高めることの必要性が一層高まる。

(超スマート社会の実現)

平成28年1月に閣議決定された第5期の科学技術基本計画においては、科学技術イノベーションの視点から見た今後の社会の在り方として「超スマート社会の実現」を提示し、ICTを最大限に活用し、サイバー空間とフィジカル空間(現実世界)とを融合させた取組により、社会の至るところで新たな価値が生まれ、人々に豊かさをもたらす超スマート社会を未来の姿として共有し、これを世界に先駆けて実現することが宣言された。

超スマート社会は、生産・流通・販売、交通、健康・医療、金融、公共サービス等の幅広い産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等を伴うものであり、その実現のためには、国民一人一人にICT活用力を含めた基盤的な能力を育成することはもとより、リカレント教育を含め、生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの立場や分野で成長し、新たな価値を生み出し、輝き続ける力を育成することが不可欠となる。

(教育を通じた一人一人の「可能性とチャンス」の最大化)

上記に代表されるような社会の大転換を、我が国が抱える諸課題に本格的に挑戦し、解決する好機と捉え、これを教育が牽引していくとの気概をもって今後の教育政策を推進する必要がある。

すべての人が、これまで以上に質の高い力を身に付け、更にそれを磨きながら、未来に希望を持って生涯を生きるとともに、超スマート社会の実現を通じて我が国と世界の持続的な発展がもたらされることとなるよう、一人一人の「可能性とチャンスの最大化」を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要がある。

AIの発展によって近い将来多くの職種がコンピュータに代替されることが予測されるような時代だからこそ、ICTを主体的に使いこなす力や、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力が一層重要になる。これからの教育は、こうした人間の「可能性」を最大化することを目指すものでなければならない。

また、人口減少・高齢化により我が国の生産年齢人口の現状が見込まれる一方、いわゆる新興国をはじめとする他国の成長が進む中で、我が国が競争力を維持し、持続可能な社会を実現するためには、一人一人の能力の一層の高度化が不可欠である。意欲と能力がある全ての者に質の高い教育へのアクセスを可能とすることで、共通のスタートラインに立つための「チャンス」を最大化し、社会の発展を実現する必要がある。

そのために特に重要な課題として以下の3点を挙げたい。これらは、に述べる「今後の教育政策に関する基本的な方針」全体を貫くテーマとしても位置付けるべきものである。

- (1) これからの時代を生きる力、次代を切り拓く力の育成に向けた教育の質の抜本的向上
新しい時代を生きる上で必要となる能力の育成に向け、すべての学校段階を通じて教育の成果をこれまで以上に重視するとともに、教育のプロセスに関する情報公開や実効的な質保証を充実することが必要である。
- (2) 教育と社会との連携強化による個人と社会の不断の成長
第4次産業革命による「超スマート社会」構築に向け、リカレント教育を抜本的に充実するとともに、産学連携の取組を強化することや、教育と産業界や地域社会との連携を強化し、社会参画や地域づくりのための学びと成果の実践を社会のあらゆる場面で実現することが必要である。
- (3) 真に国民に開かれた教育の実現
どのような境遇にあっても、意欲と能力のあるすべての者に教育へのアクセスが保障されるような仕組みを実現することや、どの地域においても教育へのアクセスや価値創造に向けた知的基盤が確保されるような仕組みを実現することが必要である。

．今後の教育政策に関する基本的な方針

第3期教育振興基本計画においては、前述の「可能性とチャンス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、以下の5つの方針により取組を整理する。

- 1．夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2．社会の持続的な発展を牽引^{けんいん}するための多様な力を育成する
- 3．生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5．教育政策推進のための基盤を整備する

教育政策の展開に当たっては、課題の複雑化、困難化等を踏まえ、政府や民間など様々な主体が連携・協働する必要があるとともに、スポーツ・文化芸術・科学技術に関する政策や、子供・若者に関する政策、福祉政策、保健・医療政策、労働政策など他分野の政策と連携を図りつつ、関係府省が一体となって取組を進めていくことが必要である。

また、地方公共団体においては、国の計画を参酌しつつ、教育に関する計画を策定することが求められており、国は地方公共団体と相互に連携を図り、優良事例の横展開等により効果的な施策を推進することが重要である。

さらに、教育施策を効果的かつ着実に進めていくとともに、教育政策の意義を広く国民に伝え、理解の醸成を図っていく上でも、施策の目的に照らして求める成果を明確にするとともに、客観的根拠を整備して課題を把握し、評価結果をフィードバックして各施策に反映させていくといった、いわゆるエビデンスに基づく PDCA サイクルの確立を更に進めていくことが必要である。

施策の評価に当たっては、施策の目的や性質に応じた評価を実施する必要があるとともに、短期的視点での結果追求のみにならないように留意しつつ、評価しながら取り組んでいくことが重要である。

1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

(確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等)

複雑で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにするこ
とや、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様
な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生
み出すこと等が求められており、これまでの教育の中で育まれてきた「生
きる力」や、その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を
改めて捉え直し、必要な力を確実に育てていくことが重要である。

近年、幼児期の教育がその後の学力や運動能力に与える影響や、大人に
なってから生活への影響に関する研究が進展しており、幼稚園や保育園、
認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子供が健やかに
成長するよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっ
ている。

初等中等教育段階における、2030年以降の社会の在り方を見据えた育成
すべき資質・能力については、「何を理解しているか、何ができるか」、「理
解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか」という三つの柱で確実に育成するため、新学
習指導要領の周知・徹底及び着実な実施を進め、主体的・対話的で深い学
びの視点からの授業改善(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改
善)を推進することや、カリキュラム・マネジメントを確立することなど
が重要である。

また、一人一人が学力の3要素³⁷を基盤に、自分に自信を持ち、多様な他
者とともにこれからの時代を新たに創造していく力を持つことができるよ
う、高大接続改革を着実に進めることが求められる。

確かな学力に加え、子供の健やかな成長のためには、豊かな心を育むこ
とも不可欠である。このため、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、
自己肯定感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人
間関係を築く力、公共の精神等の育成、日本の伝統や文化を継承・発展さ
せるための教育を推進することが重要である。また、こうした資質・能力
を育む際には教職員と児童生徒との信頼関係を築くことが重要であり、い
じめや不登校など生徒指導上の諸課題については、校長がリーダーシップ
を発揮し、専門家や関係機関・団体、家庭、地域と連携しつつ未然防止と

37 高大接続システム改革会議「最終報告」(平成 28 年)においては、社会で自立して活動していくために必要な力と
いう観点から(1)十分な知識・技能、(2)それらを基盤にして答えが一つに定まらない問題に自ら解を見いだして
いく思考力・判断力・表現力等の能力、(3)これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を「学
力の3要素」と呼んでいる。

早期発見・早期対応に学校を挙げて取り組むことが重要である。

さらに、体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっている。このため、子供の頃から各教育段階に応じて体力の向上、健康の確保を図るとともに、食育を充実することが重要である。

(問題発見・解決能力の修得)

高等教育段階においては、新たな知識・技能を修得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力、さらには自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することが特に重要である。このことを通じて、自主的・自律的に考え、また、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人材育成が必要である。

こうした取組を通じて、社会人となった後も、社会の変化に対応し、困難な状況に置かれても容易にあきらめることなく課題の解決に向け粘り強く取り組んでいくことにつなげることが重要である。

(社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成)

将来が展望しにくい状況における社会的・職業的自立に向け、今まで以上に生き方や働き方についてしっかりとした考えを持ち、職業生活へ移行後に必要な知識・技能を身に付けられるようにすることが求められる。また、地域や産業界との連携の下、各産業を支える人材として必要な専門的知識・技術の習得を図るとともに、多様な課題に対応できる課題解決能力を育成することが必要である。

(家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進)

地域社会との様々な関わりを通じて、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子供たちに育むとともに、地域に信頼される学校づくりを進めるため、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することが、地域の発展の担い手となる人材を育てる観点からも重要である。

また、家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであるが、近年の家庭環境の多様化に伴い、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが求められている。このため、学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちを応援していくことが重要である。

2. 社会の持続的な発展を^{けんいん}牽引するための多様な力を育成する

(グローバル人材育成等)

グローバル化の一層の進展が予想される中、国際的視野を持ちグローバルに活躍できる人材の育成を目指し、英語をはじめとする外国語教育を強化するとともに、豊かな教養や、コミュニケーション能力、課題解決能力、異文化理解の精神等を育むことが必要である。

また、日本人学校など海外の様々な文化・環境の中で学ぶ児童生徒や、日本国内で学ぶ外国人児童生徒など、多様な人材の個性を伸ばすための教育の充実が必要である。

さらに、外国人留学生の国内企業への就職促進や奨学金等の充実といった受け入れ環境の整備を通じて日本で学ぶ魅力を高め、我が国社会の国際化や多様化、企業の国際競争力の維持・強化のために高等学校や高等教育機関を中心とした国際交流の推進や優秀な外国人留学生の確保・定着を促進するとともに、日本に関心のある外国人留学生を積極的に呼び込んでいくことも必要である。

(イノベーションを^{けんいん}牽引する人材の育成)

イノベーションなど社会における新たな価値の創造を^{けんいん}牽引できる人材に対しては、各分野における専門的知識に加えて、文理の枠を超えた分野横断的な知識の修得、幅広い視野でニーズを捉え、技術や情報を取捨選択して課題解決のために使いこなす力などが求められている。

こうしたイノベーションをリードする人材の育成のため、初等中等教育段階においては、児童生徒の意欲を高め、優れた素質を有する児童生徒等に対し、理数分野を含め専門性の醸成を図るとともに、幅広い視野を付与し、創造性を育む教育を提供することが求められる。

また、イノベーションを牽引する人材を育成するための取組を進めていく上では、高等教育の果たすべき役割は極めて大きく、教育の基盤となる研究力の向上や優秀な学生の育成強化などに取り組んでいくことが必要である。

特に大学院においては、我が国の発展を担う主役として、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出して、既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍できる人材を社会と協働して育成していくことが重要である。

また、技術革新に対応するためには、数理・情報教育のすそ野を広げるとともに、最先端の情報技術を実践的に活用することができる人材育成の推進が重要である。また、今後の産業構造や社会システムの変化に対応するためには、現場レベルの改善・革新を牽引するとともに、高付加価値サービスを生み出すことができる人材を育成していくことも重要である。

(スポーツや文化芸術分野の人材の育成)

平成 32 (2020) 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその後を見据え、技術革新やグローバル化への対応による社会の持続的な発展といった観点からの人材育成に加え、スポーツや文化芸術の発展を担う人材を育てることが重要である。

このため、スポーツや文化芸術分野において、子供のうちから質の高い専門家に会える体験の機会の充実などを通じて、優れた才能や個性を見だし、伸ばしていく取組等が求められる。

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

(人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進)

人生 100 年時代においては、すべての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められている。

また、年齢を重ねるにつれ、一般的に体力や短期的な記憶力は低下するが言語能力や日常の問題を解決する能力は伸びていくとの研究もなされている。このため、低下する体力・能力を維持向上しつつ、伸びる能力をさらに伸ばしていくことが重要である。

このような状況において、大人も健康を保持・増進して必要な知識・技能を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生きられるように環境を整備することが不可欠となる。

(地域課題解決のための学びの推進)

少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、今後の社会教育には、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や、全ての住民が地域社会の構成員として社会参加できるような社会的包摂への寄与、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待される。

このため、様々な環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会参加をし、地域社会の活力が維持・向上するよう、人々の暮

らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びの推進を図る必要がある。

(社会人が大学等で学べる環境の整備)

学びの継続・学び直しを進めていくためには、社会に開かれた高等教育を考えていくことが必要である。大学における公開講座の受講者数は、近年増加傾向にあるものの、大学・専修学校における社会人受講者の割合³⁸は1割程度にとどまっており、教育を提供する側のみならず、教育を受ける側、受講生を送り出す側の観点からも、生涯を通じた学びを推進する環境を整備していく必要がある。

また、社会人の学びの継続・学び直しを推進する観点から、専修学校等における専門的職業分野に関する多様な教育機会を提供していくことも必要であり、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開する強みを活かし、地域の産業人材の育成を進めていくことが求められる。

(障害者の生涯学習の推進)

障害者権利条約の批准等を踏まえ、障害者が、その一生を通じて自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための支援に取り組むことが重要である。

このため、障害者のライフステージ全体を通じた生きがいづくりや地域とのつながりづくりなどに向けて、学校卒業後における障害者の学びの支援や、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備をはじめ、障害者の継続的なスポーツの実施促進や文化芸術活動の振興などに取り組んでいくことが必要である。

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

(経済的・地理的な状況の差への対応)

幼児期の教育は、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものであり、幼稚園等の全ての子供が質の高い教育を受け、共通のスタートラインに立つことができるようにする必要がある。また、意欲と能力のある全ての子供が社会で求められる力を修得するため、安心して後期中等教育や高等教育段階へと進めることができるようにする必要がある。

近年の社会状況の変化に伴い、家庭環境の多様化や地域社会の変化への

³⁸ 大学の正規課程や履修証明プログラム、科目等履修制度・聴講生制度及び専修学校の正規課程や附帯授業の受講者のうちの社会人受講者の割合を示す。(社会人受講者数：大学(学士課程)、短期大学は25歳以上の数、大学院は30歳以上の数で推計値。一部、就業者・主婦・高齢者等で職業に従事していない者の数を含む。)

対応は、学校をはじめ、様々な主体が連携して取り組むことが必要であり、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障を図るとともに、学校を窓口とした福祉関係機関等の担当者との連携、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的支援や、地域住民等の協力による学習支援を通じて、総合的な対策を進めることが重要である。

さらに、困難を抱える親子の増加に対応するため、親の学習、読書、自然体験活動等の経験が十分でない家庭に対し、地域の多様な教育資源を効果的に活用し、親子の状況等に応じたきめ細かな対応を行っていくことが重要である。加えて、関係機関と連携し、生活上の困難解決に向けた支援や必要な栄養摂取が十分でない子供への支援、若者の社会的自立に向けた高校中退者等の学習相談・支援等を進めていくことも重要である。

(多様なニーズを持つ子供等への教育機会の提供)

障害のある子供についても、一人一人の障害の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別支援教育の推進が必要である。あわせて、地域や社会との連携の推進や多様化する個々の希望を踏まえた進路指導など、適切な指導や支援を切れ目なく提供していくことが重要である。

また、グローバル化の進展によってますます増加することが見込まれる、海外に在留した後に帰国した児童生徒や、外国人児童生徒など、日本語指導が必要な子供についても、海外における学習・生活体験を活かしつつ国内の学校生活への適応を図っていく必要がある。

これらに加え、複合的な困難を有する子供など、多様なニーズのある子供に対して、年齢階層で途切れることなく、関係機関・団体が連携して継続的に支援を行うことが重要である。

さらに、多様なニーズを持つ子供が必要な教育を受けられる機会を提供するとともに、社会において自立的に生きる基礎となる義務教育について、様々な事情により十分受けていない人々に対し、年齢等に関わりなく、多様な学習活動の実情を踏まえた教育機会の確保等を進めることが求められる。

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

(教育政策推進の基盤)

教育の目指すべき姿の実現に向け、教育政策を推進するためには、学校指導体制の整備やICTの利活用の促進、安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革、大学の財政基盤の確立や各高等教育機関の機能強化、日本型教育の海外展開など、

良好で質の高い基盤を整備することが重要である。

(学校指導体制の整備)

新しい教育課程の実施を含めた次世代の学校教育は、教職員の在り方にかかっており、障害のある子供や日本語能力が十分でない子供への対応をはじめとした個々の課題に適切に対応しつつ、社会に開かれた教育課程の実現等による質の高い教育の提供に向け、小学校専科指導をはじめとする学校の指導体制を整備していくことが必要である。

日本の教員は、教科の指導や生徒指導、部活動などを一体的に行っており、その教育方法は国際的にも高く評価されているが、負担も大きいことが指摘されている。複雑化・多様化する課題に対応しつつ教育の質を保証し、社会に開かれた教育課程を実現していくためにも、新しい時代の教育を担うための教員を養成するとともに、チームとしての学校を実現するための体制を構築し、家庭・地域・関係機関との連携・協働等を更に推進することが重要である。

また、学校現場における業務の適正化を通じて、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくことも重要である。

こうした学習指導体制の整備を基軸としながら、各学校において子供の目線も踏まえ創意工夫をこらした特色ある学校づくりを行っていくことが必要である。

(ICTの利活用)

情報活用能力の育成、ICTを活用した効果的な授業の実現及び教員の業務負担軽減など、授業・学習面と校務面の両面でICTの積極的な活用を推進するとともに、情報セキュリティの確保を前提としつつ、必要なICT整備を確実に進めていくことが必要である。

教育の情報化を加速するためには、国、地方公共団体、学校、家庭の役割を明確にし、それぞれの責任を果たしていくことが必要である。特に学校のICT環境については、地域や学校によってその整備状況に大きな差異が生じているが、今後、教育の成果も考慮しながら、必要なときに、児童生徒一人一台の教育用コンピュータ環境で授業が行えるようにするために必要なICT環境整備を進めていくことが求められる。

大学教育については、学生が主体的に学修するアクティブ・ラーニングへの展開を図るなど、教育の質向上の観点とともに、グローバルに進展している教育研究のオープン化に対応し、大学の知を広く国内外に発信する観点からもICTの利活用を推進することが求められる。

(安全・安心で質の高い教育研究環境の整備)

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所ともなることから、その安全性を確保することは極めて重要である。

国公立学校施設の耐震化はおおむね完了した一方で、老朽化が深刻化しており、安全面・機能面の両面において、計画的な対応が必要である。老朽化対策の実施に当たっては、教育内容・方法の変化への対応なども踏まえることが必要である。また、私立学校施設については、国公立と比べ耐震化が大幅に遅れており、耐震化の早期完了が喫緊の課題である。

また、質の高い学びを実現するためには、前述の ICT 環境整備等に加え、学校教育においては、教材、学校図書館の整備の充実を図るとともに、社会教育においても、地域の実情に応じた多様な学習機会の提供や社会教育施設等の教育環境の充実に向けた取組を推進することも重要である。

さらに、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の教育研究環境の整備に向けた取組を推進することも重要である。

(高等教育の基盤整備)

18歳人口は現在の約119万人から2040年には約88万人にまで大幅に減少し、高等教育全体の規模にも影響することが予想される中、特に、地方においては小規模な大学が多く、経営悪化により地方における高等教育機会の確保が困難になるおそれがある。このため、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革に取り組むことが急務である。

高等教育全体としては、各高等教育機関がそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開し、学修者の多様な需要に応えらるとともに、特に新たな価値創出の基盤となる創造的な教育研究の高度化、社会の変化、地域や産業界の多様な要請を踏まえた実践的な教育の充実の二つの機能の充実を目指すことが重要であり、そのためには、多様な収入源を確保し、財政基盤の確立や施設整備など、ソフト・ハード両面の充実を図っていくことが不可欠である。

国立大学等施設については、老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進することが必要である。私立大学等施設については、各大学等の建学の精神に基づく多様な特色ある教育及び研究の一層の推進を図るための教育研究環境の整備を推進することが求められる。

また、高等教育のユニバーサル・アクセスを進める上で、障害の有無な

ど多様な学生、社会等の多様なニーズにこれまで以上に的確に対応していくことが求められるとともに、人口減少社会の中で、地域における高等教育機関の教育機能の維持・向上を図っていくためには、高等教育機関間での連携を進め、各高等教育機関の強みをより活かしていく体制を地方自治体の協力も得て整備していくことが必要である。

(児童生徒等の安全の確保)

児童生徒等が安全で安心な環境下で学ぶためには、施設面の整備に加えて、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育や、安全管理、家庭・地域と連携・協働した学校安全の推進が必要である。

(日本型教育の海外展開と我が国教育のグローバル化)

高い基礎学力や規律ある生活習慣を育む初等中等教育、質の高い理数科教育、高等専門学校や専修学校に代表される産業人材育成などの日本型教育には、近年、諸外国からも高い関心が示されている。日本型教育の海外展開は、海外から日本に来て直接学んでもらうためのきっかけとなり、諸外国との強固な信頼・協力関係の構築、我が国の教育機関の国際化の促進、日本の教育産業等の戦略的な海外進出促進を図ることで、ひいては我が国における教育政策推進の後押しとなることから、こうした取組を積極的に進めていくことが重要である。